

第1章 アルゼンチンにおける福祉国家と女性労働政策の変容

著者	宇佐見 耕一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	523
雑誌名	後発工業国における女性労働と社会政策
ページ	21-59
発行年	2002
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00012246

第1章

アルゼンチンにおける福祉国家と女性労働政策の変容

はじめに

アルゼンチンでは1946年から1955年までのペロン政権期に輸入代替工業化政策が積極的に推進され、工業化が進展していった。同政権はラテンアメリカを代表するポピュリスト政権として知られ、労働運動と強い結びつきをもち、同政権下で組織労働者が大幅に拡大し、そうした組織労働者を中心とした層への労働法制・社会保障制度が拡大したことが知られている。それは、アルゼンチンにおける特有の福祉国家の形成と言い換えることもできる。また、このペロン政権期の1947年に女性参政権を認める法律が制定され、ペロン大統領夫人エバの盛んな政治的活動にみられるような、女性の政治参加が拡大する兆しがみられた。しかし女性の労働力化率（全国）⁽¹⁾は1947年で23.4%であり、1980年に至っても26.9%（Torrado [1992: 92]）とそれほど増加しなかった。

ペロン政権期の労働・社会保障政策の枠組みは、雇用労働者を対象とした職域別社会保険と、主として低所得層を対象とした普遍主義的社会扶助政策が混合したものであった。ただし制度全体で見ると医療を除き前者の整備が後者より進んだ状況であった（宇佐見 [2001a]）。社会保険は正式な雇用契約にある男性稼得者を主たる対象とするものであり、女性はその扶養家族という位置づけが標準的なモデルであった。ペロン政権以降も、1976年から1983年までの最後の軍政期を除き、経済政策としては輸入代替工業化が1980年代

まで継続されてきたといってよい。また、政治体制は民政と軍政の行き来を繰り返した。この間、上述した労働・社会保障政策の枠組みは幾度かの制度改革をともしつつも、基本的に維持されていたが、社会保険の整備がいつそう進んだのにたいし普遍主義的制度的中心であった公立病院制度は劣化する傾向にあった。

こうした状況は1980年代を境に大きく変容した。1980年代は政治的には民政復帰が達成され、それ以降民主政治が定着した。他方、経済的には累積債務問題に端を発した経済危機により、高インフレと低成長に特徴づけられた文字どおり「失われた10年」になってしまった。この経済危機の根底には1970年代に顕在化した輸入代替工業化モデルの行き詰まりと、それと並行して進行した経済のグローバル化現象が存在していた。「失われた10年」を経た1990年代以降、メナム・ペロン党政権下で貿易の自由化、公営企業民営化、雇用関係の柔軟化といった市場機能の有効性を重視したいわゆるネオ・リベラル経済政策が推進されていった。その結果 経済発展モデルは輸入代替工業化を基軸としたものから市場機能を重視した新たなモデルに移行したものとみられる。それと並行して、雇用関係の柔軟化や年金・医療保険改革など労働・社会保障政策にも大きな変容がみられた。さらに国家介入型の輸入代替工業化政策の放棄とは、それまで同政策により保護されてきた雇用労働者の雇用と賃金の保障が撤廃されたことを意味し、労働法改正による雇用関係の柔軟化と相まって雇用の不安定化が進んでいる。同時に1990年代には15%を上回る大量失業が常態化するなど、実体面でも雇用形態の変容が進んでいる。

この間、市場機能重視型経済発展モデルのもとで女性の労働力化率・就労率は上昇しており、女性労働の実態は大きく変容しつつある。また、女性の夜間労働禁止を定めた女性労働保護法の廃止に代表されるように女性労働と関連した労働法・社会保障制度にも変容が多々みとめられる。先行研究をみると、1990年代以降のネオ・リベラル政策が女性労働に与えた影響として、労働力化率は向上したが、それは配偶者の失業や実質賃金の低下に対応したもので、自由化のもとで創出された女性の柔軟化された職の労働条件や安定

性に問題があるという否定的実証研究が多い(たとえばCEPAL [2000: 24-31])。またパウタシは、1994年憲法が多くの人権や男女差別撤廃の国際条約を取り入れたことにたいし、異なるグループに個別の権利を認めようとするものであり、市民権の差別化をもたらすものであるとする。しかもそうした差別化された社会権の実効性は低く、現在でも男女差別は存続していると批判している(Pautassi [2000: 12-13])。これにたいして少数意見ではあるが、雇用関係柔軟化は、雇用の質と量双方においてむしろ女性に有利であったとする研究も存在する(León [2000: 47])。

本章は、1990年代に女性労働およびそれと関連した労働・社会保障政策の変容にかんするこうした対立する見解を踏まえて、1990年代に行われた女性労働と関連した労働・社会保障政策改革の実体とその背景を明らかにし、そうした改革が実際の女性労働の状況とどのような関係にあったかを考察することを目的とする。一般に社会政策、あるいは福祉国家を形成させる要因としてさまざまな点が各論者により指摘され、とりわけ経済成長、政治的要因、労働組合の戦略、社会構造などが従来から強調されてきた。また本章のように女性労働と労働・社会保障政策をテーマとした場合、家族のあり方も関係してこよう。しかし、ここではこうした諸要因を羅列的にとりあげるのではなく、女性労働と労働・社会保障政策に関係した諸要因を包含する政治・経済的パラダイムの変容に焦点を当てて議論していきたい(宇佐見編 [2001b])。こうした議論の結果、アルゼンチンでの福祉国家において、女性労働がどのような位置にあったかが明らかになるう。

そのために本章は以下のような構成をとる。まず、第1節で1990年代に行われたネオ・リベラル改革前の輸入代替工業化モデルのもとにおける女性労働とそれにかんする労働・社会保障政策の概要を粗描する。続いて第2節では、1990年代以降の市場重視型モデルのもとでの女性労働と関連した労働・社会保障制度改革の概要と改革の背景を検討する。最後に第3節では、こうした労働・社会保障制度改革が実際の女性労働とどのように関係してきたのかを検討する。

第1節 ペロン政権期の女性労働と社会政策

1. ペロン政権期の女性にかんする労働・社会保障政策

アルゼンチンでは両大戦間期にパンパ農牧産品輸出から輸入代替工業化へと経済発展の基軸が移行し、1946年に成立したペロン政権のもとで第1次五カ年計画・第2次五カ年計画が策定され、国家主導の輸入代替工業化政策が積極的に推進された。この輸入代替工業化を基軸とした経済発展モデルが、1976年から1983年までの軍政期を除き、基本的に1990年代のネオ・リベラル改革により経済が自由化されるまできわめて長期にわたって継続された。このペロン政権は、ラテンアメリカを代表するポピュリズム政権とみなされており、最終的に労働組合が主要な支持基盤となり、労働法制と社会保障制度の整備を推進させたことで知られている。ただしペロン政権と労働組合の関係は複雑であり、ペロンは上から労働組合を統制する国家コーポラティズム的国家建設を目指していた。しかし、労働組合は完全には政権の統制下におかれず、一定の自律性をもっており、社会政策は両者の相克のなかで決定されていった側面が強い(松下[1987], 宇佐見[2001a], 宇佐見編[2001b])。

そこでまず、輸入代替工業化期を代表してペロン政権期における女性労働・社会保障政策を概観してみる。ペロン政権の社会政策の基本理念を示す文書として1947年に労働総同盟書記長に手渡された「労働者の権利宣言」がある。同宣言は後に政令となって法制化され、さらに1949年のペロン憲法と呼ばれる新憲法のなかに第37条1項としてそのまま取り込まれている。「労働者の権利宣言」における家族の保護・権利の項では、赤ん坊を抱いた母親の絵のもとに、家族の保護が共生社会のエッセンスを構成する道徳的・精神的原則の確立を促す手段として推進されるべきである(Perón[1947])とされている。

1949年憲法ではこの規定に加えて、家族の権利が第37条2項として付け加

わり、家族は社会の核であり、国家は夫婦に同等の法的権利と親権 *patria potestad* (paternal authority) を保障し、家族を経済単位として形成させ、家族の財産を保護する(政策を実行する)というように、家族を社会のひとつの核とする考え方が繰り返されている。そのうえで第37条3項の高齢者の権利を定めた条項では、すべての高齢者は家族による経済的・物質的扶養を受けられる権利を有すると定められ、高齢者にたいする扶養の責任はまず家族にあるとしている。それに続いて、高齢者が非保護状態にある場合、国家またはそれに代わる機関が扶助を提供することになるが、国家は支払い能力のある家族にその費用を請求できると記され、あくまでも高齢者の扶養は家族の責任で、国家は残余的役割を担う形となっている。このように1949年憲法は、家族をひとつの経済単位とみなし、家族が基本的に高齢者扶養の責任を負うというように、経済的にも社会福祉の面においても家族の重要性を強調している。

またペロン政権期には、第1次五カ年計画と第2次五カ年計画が立案・施行された。前述したように、これら五カ年計画は輸入代替工業化の枠組みを具体化したものとして知られているが、他方ペロン政権の社会政策の中期計画でもあったといえる。1952年に制定された第2次五カ年計画のなかに家族と女性に関する記述があり、ここからもペロン政権のこれらにたいする政策上の基本的立場を知ることができる。そこではまず、ペロン憲法第37条の家族に関する条項の内容が確認されている。女性の社会的役割に関しては、家族の基本的創造者であるとともに市民権の個別的主体であるという二重の規定が、すなわち家族内部で特別な地位を占める主体であると同時に市民権をもつ独立した主体であるという規定が与えられている。そのような二重の規定性をもつ女性にたいして国家は、その能力とその結果得られる職業的發展を援助し、女性の基本的な家庭における役割に留意しつつ、女性の経済・社会的活動への参加を促進させると定められている。すなわち女性の経済・社会活動への参加は家庭責任を前提としたものになっている。一方、家族の保護の条項では、家族賃金創設のために完全雇用の達成をはじめとした各種政

策手段，および家族扶養のための税額控除などが提示されている（*Diario de sesiones...*, pp.1802-1803）。

このようにペロン政権の女性政策は，その言説においても実際に制定された基本政策においても，一方で経済活動への参加拡大を認めながら他方で女性の家庭責任を明記するなど，女性にたいして二重の基準が設定されていた。もちろん形式的には1956年に男女同一労働同一賃金を定めた政令2739号が施行されたが，それは女性の二重責任を緩和させる効力をもたなかった。このほか，女性労働者にたいする保護規定としては，1919年に施行された法律11353号による3カ月の産休制度，1907年に制定された法律5291号による首都に限定されているが女性の夜間労働と危険・不健康労働の禁止などがあった。後者はその第9条5項で女性と16歳以下の児童の危険・不健康産業への従事を禁止し，同条6項で女性と16歳以下の児童の午後9時から午前6時までの夜間労働を禁止している。同法は1924年に制定された法律11317号などをはじめとした数回の改正を経て効力を保ち，適用地域が全国に拡大され，第2次ペロン党政権下の1974年制定の労働契約法にも第173条として午後8時から午前6時までの夜間労働禁止規定は残った。同法は1992年に設置された国家女性審議会発行のパンフレット（*Consejo Nacional de la Mujer*）により，女性を多くの点で子供と同一視するものと批判されている。しかし，同法が制定された時点では女性の夜間労働・危険労働の禁止は世界的傾向であり，アルゼンチンもそうした潮流のもとにあったともいえる。

ちなみに，アルゼンチン国内で20世紀初期に女性労働保護が法制化された背景として，ナリは次の点を指摘している。まず，女性労働保護は社会党により主張されたが，当時の社会主義者たちも女性は家庭に留まるものであるというブルジョワ的家庭観を保持していたという点である。さらにこの時期に女性労働保護法は，保守主義者やカトリックにも支持されたが，彼らにとって女性労働は，女性が売春・犯罪に陥るのを防ぐ手段として容認されたものであったとしている。彼女は，総じてこの時期の女性労働の表徴性に母性が織り込まれていると結論している（Nari [1996: 49-50]）。輸入代替工業化

期にも20世紀初頭に制定された女性労働保護法が維持されたということは、基本的に母性を表徴した女性労働観が多くの政治的アクター間で維持されていたことを意味し、そのことはペロン政権期に制定された社会政策基本法のなかで女性にたいして経済活動に参加する場合にも家庭責任があることを明記している点からもうかがい知れる。

後述するように、この時期の女性の労働力化率は低く、職域も現在以上に限定されていたため、これらの女性労働者保護を目的とした法律が機能する範囲は限定されていたといえる。そこでは女性労働の中心は未婚女性であり、結婚後女性は家庭で再生産活動に、男性は主たる稼得者として生産に専従するスタイルが主流であった。そうした家族モデルを支えるために、家族賃金制が推奨され、扶養控除制などが労働政策のなかに織り込まれていた。社会保障制度、とくに年金制度にかんしてみると、ペロン政権期に対象が家内サービス労働者を除き農業労働者に至るまでのほとんどすべての就労者に拡大され、ペロン政権崩壊後の1956年には家内サービス労働者向けの年金制度が創設されて、制度的には全就労者が年金制度によりカバーされることとなった。しかし、女性の労働力率化が低く性別役割分担が明確な状況下では、女性は実際には夫の扶養家族として、高齢期の経済生活において配偶者生存中は配偶者の年金に依存し、配偶者が死亡した場合は遺族年金を受け取るという枠組みのなかにあった。また、低所得層の女性が主として就労する家内サービス部門は、年金制度は制度としては存在したが、ほとんどの場合適用されなかった。勤労女性の場合でも年金支給年齢は男性より女性の方が早く、これも結果として女性の早期退職を助長させる制度であったと後に指摘されており、その場合年金制度が女性を労働市場から排除する役割を果たしていたことになる。

2. ペロン政権期の女性にかんする労働・社会保障政策の形成要因

次に上述したペロン政権期の女性にかんする政策がどのような要因で形成

されたかについて検討する。まず政治的要因からみると、労働運動と女性運動の関係を論じたスラドニーヤの論文では、アルゼンチンでは労働組合の利害と結びついた労働者の経済的権利が擁護されたとする議論は多いが、労働組合における女性の役割にかんする研究が不足している点が指摘されている。そこではフェミニズム運動は労働組合よりも政党との関係が緊密であり、その理由として労働組合の活動が職域メンバーに限定されている点や、当時フェミニズムの多くが反ペロニズムであった点が指摘されている（Sladogna [1996: 215-216]）。彼女の指摘するように、労働組合にたいするフェミニズムの影響はそれほど大きくなかったことは、当時の労働組合執行部に女性が不在であった（Rotondaro [1971: 358]）ことから容易に想像できる。

また、フェミニズム主流派がペロン党以外と結びついていたことが事実であるならば、フェミニズムの政権にたいする直接的影響力も弱かったことになる。パウタッシも、フェミニズム団体としてビクトリア評議会（Junta de la Victoria）や自由思想フェミニズムセンター（Centro Feminista del Libre Pensamiento）、またアナキズム女性団体が存在したが、それらはいずれも福祉国家形成に影響を与えなかったと述べている（Pautassi [2000: 5]）。そこで残った要因として、エバ・ペロンが主宰する官製の女性ペロン党による運動が女性運動として重要であったということになり、エバ・ペロンの女性観がこの時期の女性政策に大きく影響したことになる。

エバ・ペロンは、ペロンが労働社会保障庁長官時代から労働者・低所得層また女性の権利拡張のための活動を始め、さらに夫ペロンの政治的活動を応援している。ペロン政権成立後、社会扶助活動のためにエバ・ペロン財団を設立し、自ら総裁に就任した。このエバ・ペロン財団には多くの公的資金が投入され、ペロン政権期の社会扶助政策において中心的役割を果たすこととなった。そこでは貧困者・児童・高齢者向けの社会扶助の提供のほかに、困窮状況にある女性のための宿泊施設や女性労働者向けの宿泊施設などが建設・運営されている。

エバ・ペロンは女性の政治参加拡大を目指して活動し、1947年女性参政権

法の成立に尽力し、続いて1949年には女性ペロン党を設立している。この際注目すべきは、女性参政権が「国家の側から」提案され推進されたことである（Chama [2001: 25]）。議会内においてはペドロ・エドゥアルド・コロソ議員が女性参政権に関するエバ・ペロンの意図を推進していったとされる（Santos Martinez [1988: 41]）。女性ペロン党は、男性ペロン党からは独立して存在したが、男性ペロン党と同じドクトリンと党首をもち、エバ・ペロンがその死に至るまで指導していた。また、女性ペロン党の職員は公的行政機関に属し、そこから給与を受け取っていたといわれているように、公然と政権の一部を占める存在であった（Santos Martinez [1988: 41-42]）。

こうして女性の政治的権利獲得の先頭に立ったエバ・ペロンであったが、彼女の女性観はきわめて保守的なものであった。1951年に出版されたエバ・ペロンの著作とされる『我が人生のメッセージ』にそれが端的に表現されている。この著作は、実際にはスペイン人マヌエル・ペネラなる人物により編集され、しかもペロンとその閣僚により検閲修正が施されているが、原型は保たれているといわれている（Santos Martinez [1988: 114-116]）。同書によると、彼女は女性にかんし以下のような考えをもっていた。すなわち、男性が通常考えていることと異なり、女性は非活動的であるより活動的であった方がよりよい生き方ができる。しかしその理由として、男性は一人でも生きてゆけるが女性にはそれができない。もし女性が自分自身のためだけに生きているのであれば、それは女性といえず、女性の男性化の恐れがある。女性の幸福は自分の幸福ではなく、他人の幸福にある。政治的活動以上に女性運動は社会運動を展開させなければならない。なぜなら社会活動は、女性が本来その血の中に秘めているものなのだからである（Duarte de Perón [1951: 224-225]）。このようにエバ・ペロンによると女性の本来的特質は、他者に尽くすためにあるものとされる。それゆえナリは、エバ・ペロンが人民の母を演出し、女性の役割として「家庭的なものを再強化した」との評価を下している（Nari [1996: 53]）。またそれは、女性が労働する場合、社会的なサービス部門が女性に適した部門であるというイデオロギーを内在したものであった。

他方、現在入手可能なペロン大統領自身の演説集のなかで、女性にかんしてペロンが直接語っているものは少ない。たとえば、ペロンがまだ労働・社会保障庁長官時代の1944年10月8日の演説では、以下のような発言をしている。すなわち、現代社会は女性労働を制限すべきではなく、それにたいして適切な保護を与えるべきである。女性の低賃金は搾取であり、男性にとっても不誠実なものである。そのため同一労働同一賃金の原則は、真の社会正義が存在するための基礎をなしている（Consejo del Partido Justicialista de Morón [1997: 393]）。大統領就任後の1947年に女性参政権を認める法律施行に際しては、国家のあり方を決定するにかんして、女性が男性とともに権利を分かち合わないことなどはありえない（Perón [1973: 80]）という短いコメントを残しているのみである。そこには女性の権利拡大に賛意を表する一般的な姿勢が読みとれるだけで、ペロン政権の女性政策に関する特有の理論は見えてこない。とはいえ、ペロン自身がエバ・ペロンの女性にかんする言説に異を唱えた形跡も見いだせず、彼女の女性観を追認した結果となっている。

もっとも、この時期の女性にかんする労働・社会保障政策に影響を与えた政治的要因をこうしたエバ・ペロンの保守的女性観に限定するのは正しくない。労働・社会保障政策の大枠は、前述したように上から社会を統制しようとしたペロン政権と相対的自律性をもった労働組合の相克のなかで決定されたものであり、エバ・ペロンの保守的女性観は、女性にかんする労働・社会保障政策を決定する重要な一因として作用したとみるべきであろう。また、以下にみる女性にかんする労働・社会保障政策の多くは当時欧米でよくみられたものであり、それを取り入れたペロン政権やエバ・ペロンの思想が当時の世界標準からみてとくに女性にたいして反動的なものではなく、むしろ先進的なものとみなされていたことにも注目すべきである。

次に、経済的要因について簡単に触れると、ペロン政権期の経済政策の中心が輸入代替工業化であったことは上述したとおりである。このモデルのもとでは、国内市場を対象とした内向きの工業化が起こったが、それには国内市場の限界や、成長のために資本財・中間財の輸入が必要であり外貨の制約

があった。そうしたことにより、戦後のアルゼンチン経済は持続的高度成長がみられず、周期的ストップ・ゴーサイクルが繰り返された。このような経済パフォーマンスのもとで、後述するように製造業部門は女性の労働力化率を引き上げるほどの雇用を創出することはできなかった。その結果、労働力需要の面からも、女性を積極的に労働力化させる政策は必要とされていなかったといえる。

最後に、当時のアルゼンチンの女性にかんする社会的条件も、その社会政策決定に影響したと考えられる。アルゼンチンは19世紀末よりイタリアやスペインを中心とするヨーロッパから移民を労働力として大量に受け入れていた。先住民社会は19世紀中葉にパンパ平原からほぼ駆逐されてしまい、そこに大土地所有制（エスタンシア）が形成された。その広大で地味の豊かなパンパ平原に当初牧畜中心で、後に農業と組み合わさった企業的農業経営が発達していった。そこにはいわゆる伝統農村は存在せず、また粗放的農牧業に女性が従事することも稀であった。他方、都市化率は1947年で62.2%、1960年では72.0%、1970年では79.0%（Torrado [1992: 78]）ときわめて高く、推定の1人あたり国内総生産もヨーロッパ水準にあった。このような当時のアルゼンチン社会の家族像には、男性を稼得者とし女性が家庭責任を負うというヨーロッパ、とくに南欧の家族像が影響していたと考えられる。パウタッシもカトリックに影響されたアルゼンチン社会において、女性政策は「母、そして家庭の保護者としての役割」を制度化する方向にあったと述べている（Pautassi [2000: 6]）。そうした性別役割分担にもとづく家族のあり方は、戦後の輸入代替工業化を基軸としたアルゼンチン経済の発展様式と矛盾を来さないまま維持されたと考えられる。

3. 輸入代替工業化期における女性労働と家族の状況

ここでは具体的に輸入代替工業化を基軸とした経済発展期における女性労働の実態と家族のあり方を検討する。これまで、女性にたいする労働・社会

表1 男女別経済活動人口の推移（全国）

	経済活動人口（1,000人）			労働力化率（％）		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
1947	6,267	5,033	1,234	56.9	88.6	23.4
1960	7,480	5,827	1,653	53.7	84.4	23.2
1970	8,851	6,623	2,228	53.2	80.6	26.5
1980	9,991	7,250	2,741	50.3	75.0	26.9

（注）経済活動人口率は14歳以上の人口にたいする経済活動人口の比率。
（出所）Torrado [1992: 92]

保障政策をペロン政権との関連で述べてきた。そうした行論からすると、この項が記述する女性労働と家族の状況は、それら女性にたいする労働・社会保障政策の結果であると捉えることもできる。しかし、両者の関係はそうした一方通行の関係にあるのではなく、これから記述するこの時期の女性労働と家族の状況が、女性にたいする労働・社会保障政策をある程度規定したという双方向関係にあったと考えるのがむしろ自然であろう。

表1は、1947年から1980年までの男女別の経済活動人口と労働力化率の推移を示したものである。この時期は、前述したペロン政権期から1980年代の経済危機に至る輸入代替工業化を基軸とした経済発展モデルの時期と一致する。それによると女性の労働力化率は、ペロン政権期初期の1947年で23.4%、輸入代替工業化期末期の1980年で26.9%といずれも低位で推移している。

表2は同期間の男女別年齢別労働力化率の推移を示したものである。それによると女性労働力化率のピークは全期間をとおして20歳から24歳の年齢層であり、それ以降の年齢層では女性の労働力化率は減少に転じている。このことは、輸入代替工業化期の女性労働が主として未婚者により行われ、再生産年齢に達すると労働市場から撤退し、家庭に入ることが一般的形態であったことを示している。このように、輸入代替工業化期の女性労働は、もともと労働力化率が低く、しかもその中心が未婚女性であったことが確認される。

次に表3は、1960年における男女別就労者の職域ごとの就労者数とその比

表2 男女別・年齢別労働力化率（全国）

（％）

年齢	男性労働力化率				女性労働力化率			
	1947	1960	1970	1980	1947	1960	1970	1980
14～19	73	70	57	46	30	32	29	25
20～24	90	94	87	86	34	40	44	42
25～34	97	98	97	94	25	27	34	36
35～44	98	98	98	95	21	22	28	34
45～54	96	92	94	90	19	18	24	28
55～64	89	66	70	67	14	11	14	14
65～	57	39	29	19	8	5	5	3

（出所）Torrado [1992: 93]

率を示したものである。これによると1960年における女性労働の特色は、農業（4.8%）、建設業（0.3%）、運輸・通信業部門（1.5%）における就労が男性と比べて極端に低く、逆にサービス部門は、その比率が男性と比べて極端に高く（49.3%）、また女性就労はその実数においても男性を凌いでいることである。女性就労者の約半数（49.3%）がサービス部門に従事していた要因として以下の点が指摘できる。第1に女性本来の自己実現の場が家庭であり、そこから特定の職種が女性に適した職業であるという考え方が存在していた点である。ロバトは20世紀前半のアルゼンチンで食肉加工業と繊維産業を対比させ、前者は男性に適し後者は女性に適した職業であるという考えが存在していたことを明らかにしている（Lobato [1995]）。しかし、女性に適した職業と考えられていた職種は、製造業よりも、エバ・ペロンも述べているように社会に奉仕するサービス部門であったと考えられていたとみられる。第2にこの部門に女性のみが従事する家内サービスが含まれている点であり、その供給源のほとんどは低所得層家庭であったと考えられる。家内サービス部門は、現在に至るまで一般的な労働法の対象外（家内サービスのみを対象とした法により規制）であり、また社会保険への加入率も極端に低い部門である。そのため、公的部門および民間における正規雇用の労働者とは雇用条件に大きな隔たりがあった。第3に輸入代替工業化期は経済面における国家の

表3 1960年における14歳以上の経済活動人口

性別	合計	農業	鉱業	工業	建設業
合計	7,524,469(100.0)	1,351,869(18.0)	40,653(0.5)	1,876,472(24.9)	428,362(5.7)
男性	5,879,054(100.0)	1,272,088(21.6)	39,531(0.7)	1,488,348(25.3)	422,776(7.2)
女性	1,645,415(100.0)	79,781(4.8)	1,122(0.1)	388,124(23.6)	5,586(0.3)

(出所) Dirección Nacional de Estadística y Censo [1960: 88 89]

役割が拡大した時期でもあり、公的部門における女性の雇用吸収が進んだ点であり、第4に工業化・都市化の進展とともに、一般のサービス産業自体の拡大もみられた点である。ただし、工業部門に就労する比率は男性25.3%、女性23.6%とほぼ同じ比率であるが、繊維産業や食品加工業など女性労働者が集中する部門が存在していた (Federico [1998: 2]) という。

以上のようにこの時期の女性労働の実態は、未婚女性が中心であり、しかも職域的にはサービス産業、特定の工業部門、および商業部門といういわゆる「女性の仕事」に集中する傾向がみられた。また、女性の職のなかでも教師を中心とした公務員や正式の雇用関係を結んだ民間部門雇用労働者と、家内サービスのような労働法に保護されず社会保険の恩恵に浴さない労働者に二分されていた。そこでは女性は結婚すると家庭に入り再生産に従事し、男性が主な稼得者となる性別による明確な役割分担が行われるのが標準的な家族の形態であったと考えられる。とはいえ、1947年において25歳から34歳の女性労働力化率が25%であるというように、結婚後も労働市場に残留した一定数の女性が存在していたことにも留意が必要である。

こうしたアルゼンチンの女性労働力化の動向およびそれと関連した家族のあり方は、先進資本主義国が辿った道と次の2点で大きく相違している。瀬地山氏は、産業革命時のイギリスを想定したモデルにおいて「初期の工業化が軽工業を中心とすることもあって、……多くの場合女子は安価な使い捨ての労働者として大量に労働市場に参入し、……女子の労働力率は非常に高いはずである」(瀬地山 [1996: 62]) 点をまず指摘している。次に同氏は同モデ

の年齢、性、就労分野別分類（全国）

（単位：人、かっこ内％）

電気、ガス、水道、衛生	商業	運輸、通信	サービス業	その他
82,803(1.1)	924,253(12.3)	522,453(6.9)	1,546,688(20.6)	750,918(10.0)
79,896(1.4)	753,201(12.8)	497,673(8.5)	735,991(12.5)	589,550(10.0)
2,907(0.2)	171,051(10.4)	24,773(1.5)	810,697(49.3)	161,368(9.8)

ルにおける近代主婦の誕生を産業化のいっそうの進展により、個別資本の乱用から労働力総体を守るために、資本制総体が生産労働と再生産労働の専従者を作り出した結果と捉えている。また、従来家事使用人を使っていた中流階級の女性が、産業化の進展にもなう家事使用人の供給不足により主婦化したルートの存在も指摘している（瀬地山 [1996: 64-65]）。

これにたいしてアルゼンチンの場合、女性の農業への就労伝統がなく、労働力化は当初より低く、それが急激に上昇するようになったのは後述するように輸入代替工業化モデルが崩れた1980年代になってからである。こうした女性の低い労働力化の一因として、先進国と比べて工業化のスピードが遅く、工業部門が女性の労働力化率を引き上げるほどにどうしても女性の低賃金労働を必要とする状況が存在しなかった点がまず指摘できる。前述した輸入代替工業化期における女性労働力のサービス産業への集中要因として、工業部門の雇用吸収力の不十分性を追加できよう。こうした工業部門の雇用創出が弱いなかで、前述したように女性労働はサービス部門を中心に「家庭責任のない」（上野 [1990: 188]）特定の未婚女性労働市場が形成されていったものと考えられる。そこではカトリック的な「母として、また家庭の保護者」（Pautassi [2000: 6]）としての役割をもたない未婚女性が、女性に適したと考えられていた職に就労しただしたのであった。

このように、アルゼンチンでは女性の労働力化が長期の輸入代替工業化の継続にもかかわらず低水準で推移していたことから、多くの既婚女性は家庭に留まっていたものと考えられる。しかし中流以上の家庭では依然としてエ

ンプレアーダ (empleada) と呼ばれる家事使用人を使いつづけ、その家事使用人の供給源は低所得層出身の女性であるというように、主婦モデルが家事使用人を使う中・上流層と、自ら家事を行う低所得層のそれとに二分化されていた。低所得層の既婚女性で家内サービスに引き続き従事していたものは、自己の家庭の再生産を自ら行うとともに、中上流家庭の再生産の一部を低賃金で行うという二重の負担を強いられてきた。こうした状況は女性の労働力化が低い状態で、女性の就労部門の多くが家内サービス部門により吸収されていた事実に端的に表れている。すなわちアルゼンチンの場合、産業化の進展による家事使用人不足により、中産階級女性の主婦化という、もうひとつの先進国における近代主婦モデルも存在しなかったと考えられる点を指摘したい。その背景には、フォーマル部門とインフォーマル部門の所得格差があったこと、低所得層からの大量で低賃金の家事サービス労働者の供給が存在していたこと、また実証的に裏付けるのは今後の課題として残るが、中・上流層では家事使用人を使って家事を行う主婦モデルがひとつの生活スタイルとして定着していたことが考えられる。

家内サービスにかんし一言付け加えると、1950～60年代までは雇い主家族と一緒に暮らす住み込みの家事使用人が多かったと考えられる。しかし、今日ではその大部分が通いの時給労働形態になっている。このことは1950～60年代、あるいはそれ以前に建設された高級アパートには家事使用人用の部屋とトイレ・シャワーが付いていることから類推されるが、今日それが使用されているのを見るのは非常に稀である。

こうした女性の労働と家族の状況は、彼女らへの労働・社会保障政策と以下のような関係にあったと考えられる。まず、1960年において、その多くは未婚女性と考えられる20歳から24歳の女性の労働力化率が40%であったことから、同世代の残る60%の未婚女性の社会保障は、父親の職業的地位に依存していたと考えられる。一方、40%の就労者の労働条件・社会保障は、その就労した職域に関係していた。この場合、低所得層の女性が多く従事する家内サービスは、労働法からもまた事実上社会保険制度からも排除されていた

ことになる。

次に、既婚女性の多くは再生産に専従することになるので、彼女らの社会保障は稼得者たる夫の職業的地位と関係してくる。さらに、再生産活動の中身自体も夫の収入と関係し、中上層家庭では家事使用人を使い、再生産活動を行うことになる。他方低所得層家庭の女性は、配偶者が正規の雇用契約を結ばないインフォーマルセクターに従事している場合が多く、その場合配偶者同様社会保険の恩恵から排除されることになる。そうした低所得層の社会保障は、食料扶助や母子向けの社会扶助などによりカバーされるが、社会扶助の水準はしばしば最低限の生活を保障するものでさえなかった。同時に低所得層の女性の一部は、自己の家庭の再生産活動を自ら行うと同時に、しばしば中上層家庭の再生産活動をインフォーマルな形態の賃金労働として行うことになる。法制的にも家内サービスは労働契約法に含まれず、労働法の保護対象外となっている。要するに社会保険で保護された男性と結婚した女性はそれにより保護され、社会保険をもたない男性と結婚した女性はきわめてわずかな社会扶助に依存するという構図になる（Pautassi [2000: 6]）。そこにはフォーマルセクターの家庭の女性にたいしては配偶者手当、遺族年金制度、医療保険の被扶養者制度など女性を家庭に留め再生産に専念できるような社会保障制度がある一方、インフォーマルセクターの家庭の女性にたいしてはそうした保障が不在であるという格差構造のはげしい家族主義モデルの存在がみとめられる。

第2節 輸入代替工業化の行き詰まりとネオ・リベラル政策

1. ネオ・リベラル改革と女性の労働・社会保障政策の変容

輸入代替工業化を機軸とした経済発展モデルは、1980年代の累積債務問題に端を発した経済危機を経て1990年代の市場機能を重視したネオ・リベラル

経済政策の採用により大きな変容をみせた。この間、女性にかんする労働・社会保障政策にも三つの変化が認められた。第1点は雇用関係の柔軟化と呼ばれる雇用面での規制緩和措置であり、第2点は市場機能と対立しない方向への社会保障制度の改革であり、第3点は男女平等化法制のいっそうの整備である。

第1点の輸入代替工業化政策の破棄と市場重視型ネオ・リベラル政策への転換は、雇用関係に大きな影響を与えた。まず、輸入代替工業化政策と国家の経済過程にたいする直接的介入の縮小により、正規の雇用労働者が経済システムにより保障されてきた雇用と賃金の保障が撤廃された。さらに、輸入代替工業化期に制定された雇用関係を規定する労働契約法は、全日・無期限労働契約を原則としており、また解雇にたいする補償も勤続年数に応じて設定されていた。しかし貿易が自由化されたもとでは、使用者側はそれを硬直的で高労働コストをもたらし、国際競争をそぐものとして批判し、雇用関係柔軟化の法制化を要求していた。長い交渉と論戦ののち成立した改正労働契約法では、パートタイム、期間労働契約、若年見習い契約、試用期間の延長など雇用契約が多様化され(宇佐見[1995])るなど、法制度でも雇用関係の柔軟化が促された。

この競争力の向上を目的に導入された雇用関係の柔軟化は、結果として雇用の不安定化と労働条件の悪化を促進させる傾向をもっていることは否定できない。研究者のなかには、雇用関係の柔軟化を規定した改正労働契約法で認められた期限つき労働契約などを、従来の非正規雇用と同様、雇用の安定性に問題ありとして不安定雇用(empleo precario)の概念に含めようとする論者も出現している(Ferrari y López[1993])。しかし、雇用関係の柔軟化・多様な雇用契約の出現は、一面では女性の労働市場参加を促進する作用をもつとの指摘がある(Barbeito[1995:244])。

他方、改正労働契約法においても次のような女性労働者および母性にたいする保護規定は存続した(Torres y Mazzino[1996])。2時間の昼休み(第174条)、重労働・危険労働・不健康労働の禁止(第176条)、合計90日の産休(第

177条), 妊娠を理由にした解雇の禁止(第178条), 最大1年以内で1日2回30分の授乳時間(第179条), 50人以上18歳以上の女性労働者のいる職場では授乳室と保育施設設置義務(第179条), 子供が病気のときの介護休暇(第183条)などが主なものであり, これらは女性労働者(La mujer trabajadora)のみを対象にしている。

母性保護は女性が労働市場に留まるうえでの必要不可欠な条件であるが, その運用次第では家庭内における性別役割分担の固定と, 家庭と職場における女性の二重負担を正当化する恐れをはらんだものであるといえる。この点については, 女性の夜間・過重・危険・不健康労働禁止規定は妊娠期を除き不要であり, 女性労働者のみを対象とした保育施設設置義務や子供の病気介護休暇制度は女性にのみ育児のコストを押しつけるものである(Torres y Mazzino [1996: 64-66])との批判が存在している。

第2点の社会保険改革, とくに年金制度改革についてみると, 1992年に従来の賦課方式の年金制度を, 賦課方式の基礎年金+賦課方式の付加年金か, 賦課方式の基礎年金+民間積み立て方式かを加入者が選択できるようにした。男性が稼得者であり女性が主婦という従来型の家庭内性別分業が行われていた場合, 賦課方式から積み立て方式への転換はあまり大きな意味をもたない。というのも, 積み立て方式を選択した場合でも, 専業主婦は配偶者が退職後は配偶者の年金により生活し, 配偶者死亡の場合は, 遺族年金を受け取るというように年金財政方式の変更が従来からの性別による役割分担を変更させる仕組みにはなっていないからである。しかし, 勤労未婚女性が積み立て方式を選択し, 一定期間拠出金を支払ったのち結婚退職した場合, 積み立て金部分についての年金は受け取ることができる(Wassner [1994: 31-32])。このことは女性の年金拠出金の掛け捨て問題を一部緩和し, 女性の年金加入を促すうえでは効果があると考えられる。しかし, その場合女性は, 30年間の拠出金支払いを受給条件としている公的基礎年金・付加年金は受け取れず, また積み立て期間が短く, しかも積み立て額も少額であることが多いと想定され, 実際にはきわめて少額の年金しか受給できないはずである。したがって

年金制度改革が女性の実質的年金受給を拡大させ、労働市場への参入を促す効果は限定的であるとみなさざるをえない。

また、年金法改正にかんする国会での審議のなかで女性の年金支給年齢をめぐり議論があった。年金改革の最大の目的は年金財政の健全化であり、その一環として政府原案では年金支給年齢を男女ともに65歳に引き上げることになっていた。しかし審議の途中、与党ペロン党の女性下院議員シルビア・トロヤ議員が女性の家庭での育児・家事負担を理由に女性の年金支給年齢の開始を60歳にすることを提案した。この提案にたいして与野党から賛成の声があがった。野党急進党のモウレ議員も女性の過重な負担を理由に賛成、女性議員のクリスティーナ・グスマンもこれは女性優遇ではなく、女性の家庭と職場における二重の過重な負担にたいしてなされる正当な提案であると賛意を示した（Isuani y San Martino [1995: 62-63]）。その結果、新年金法における年金支給年齢は男性65歳、女性60歳となった。こうした議会での議論では、男性・女性議員とも女性のみ家事負担を前提としており、女性労働者の二重負担問題そのものに手をつけないままの議論となっている。また、女性の年金支給年齢を60歳に繰り上げることについてイスアニとサン・マルティーノは、積み立て方式では5歳支給が早まるという恩典は、5年分の積み立て不足による支給額の減少というデメリットを併せもつものであると批判している（Isuani y San Martino [1995: 63]）。以上のようにこの年金制度改革は、部分的に女性の労働市場参加を促す効果を期待できるが、男性を主たる稼得者とし女性は夫の年金・遺族年金に依存するという構造は維持されており、既存の性別役割分業を大きく変化させるものではなかった。

続いて、女性に関係した社会保障制度の改革に家族手当の改革をあげることができる。アルゼンチンの家族手当は、雇用労働者を対象とした社会保険形式をとっていることが特徴である。1991年の改革までは家族手当の給付対象項目とし、婚姻、妊娠・出産、養子縁組、配偶者、子、多子家族、初等教育修学、中・高等教育修学、初等教育援助、休暇、障害があげられていた。それが1991年の改革により、年金・失業手当制度と統合された。改革の目的

は、家族手当会計の黒字を年金会計の赤字の穴埋めに回すためといわれているが、この制度改革時に配偶者と多子家族手当が撤廃され、子にたいする手当も支払い条件が厳しくなった（Golbert [2000: 88-89]）。こうした家族手当の縮小、とくに配偶者手当の廃止は女性の労働市場参加を促す効果が期待される。このほかの社会保障制度改革では、1997年における医療保険自由選択制が注目されている。その骨子は、それまで自己の所属する職域医療組合への強制加入であったものが、加入者が民間を除く他の医療保険を選択できるという点にあった。その際移動は家族単位でなされるため、この改革は女性労働にたいして中立的であると思われる。

第3点については、1990年代に男女の法制的平等化がいっそう進行した。そのなかには1985年に法律23179号による女性にたいするあらゆる差別撤廃条約の批准に始まり、1994年に改正された憲法には、女性へのあらゆる差別撤廃にかんする国際条約が第75条として取り込まれている。同条約は男女の政治的・経済的・社会的および文化的差別撤廃を目指すものであるが、その第4条2項には母性を保護することを目的とする特別措置をとることにより（女性労働者を）差別してはならないと規定し、母性保護の必要性を強調している。こうした母性保護を除き、女性保護を名目とした男女の職域差別撤廃は世界的傾向の延長線上にあるものであるが、こうした名目的平等化と、そうした制度改革が実際の女性労働にどのように作用したかについては実証的に追求すべきであり、この点は次節で検討することにする。雇用関係柔軟化の一環をなす1991年の雇用法では、それまでの労働契約法第173条にあった女性の夜間労働禁止規定およびそれと関係するILO規約4号と41号が廃棄された。

以上のように、改正労働法では雇用契約の多様化が進み、それは一面においては女性の雇用を促進する側面をもつ。また、男女平等化を促す法律のいっそうの整備も女性の労働市場進出には肯定的影響をもっているものと考えられる。このうち前者は主として経済環境の変化、ならびに労働組合の弱体化という政治的变化により、後者は世界的なフェミニズム運動の成果による

と考えられるが、結果として両者とも女性の労働市場参入を促したことになる。しかし、改正された労働契約法においても育児にかんする規定は女性のみを対象としており、それは女性に家事負担を残したまま労働市場への参加、それも不安定な形態での参加を促す作用をもっているといえる。また、社会保障改革については、配偶者手当の削除など部分的に女性の労働市場参加を促す面はあり、社会保障制度が女性を家庭に留めておく作用をもつ家族主義的色彩は若干弱まった。とはいえ、年金・医療保険制度のように男性を稼得者とし女性はその扶養家族となり、結果として女性に再生産の責任を負わせるという構造は残されている。年金改革にしても、積み立て方式導入が女性の労働市場参入を促す主要因であるとは言い難く、女性の年金支給が男性に比べて早いことも女性の労働市場からの早期退出を促す要因となっている。

したがって一方で雇用関係の柔軟化、社会保障制度改革、および男女平等化法制により女性の労働市場参入は促されたといえる。他方、それは不安定な形態での雇用が多く、インフォーマルな雇用には公的育児制度が完全に欠如し、フォーマルな雇用においても労働・社会保障制度のなかには女性にのみ育児責任を負わせる仕組みが残り、また女性を男性の扶養家族として扱うことにより間接的にその家庭責任を認め女性を家庭に留めておくという家族主義的色彩が完全には払拭されていない。すなわち、そこには整備の進んだ男女平等化法制の理念と矛盾した現象がみられることになる。

2. 女性の労働・社会保障政策転換の背景

この項では前項で概観した1990年代にみられた女性労働に関係する労働・社会保障制度改正の背景を検討する。まず第1に経済的要因をみると、1980年代経済危機への対応や経済のグローバル化が雇用関係の柔軟化政策を推進させた最大の要因といえるであろう。1980年代の経済危機を経て成立したメネム・ペロン党政権は、経済危機脱却の手段として市場機能を重視するネ

オ・リベラル経済政策を採用していった。この時期ベルリンの壁崩壊が起こり、市場経済化は世界的流れとなり、経済のグローバル化が急速に進展した。アルゼンチンでも輸入代替工業化にもとづく保護措置は撤廃され、各種規制の緩和、公営企業の民営化が進行していった。市場が開放され貿易財部門の競争が激化したが、国内においても民営化や規制緩和によりサービス産業などの非貿易財部門においても国内での競争が激しさを増していた。そこで産業界は原則無期限・終日型の雇用契約が高労働コストをもたらし、競争力をそぐものと批判し雇用関係の柔軟化を求めている。たとえばアルゼンチン工業連盟の労務担当理事は、インタビューでそれまでの労働法は「煩雑で複雑であり」、アルゼンチンの労働コストを引き上げ、競争力を削ぐものであると批判し、雇用関係の柔軟化を求めている（*ERGO*, vol.1, no.1, 1994, p.24）。

第2に政治面をみると、規制緩和・公営企業民営化に反対する労働勢力は、雇用不安を背景に、直接的対決を避け政府と妥協する傾向にあった。ムリージョによるとアルゼンチン労働組合間、および労働組合に影響を及ぼす政党間競争が寡少であったことが、組合を妥協的にさせ、個別組合の利益を獲得する方向に動かせたとしている（Murillo [2000: 196-198]）。また一般に雇用不安の増大は、組合の要求を賃金や労働条件から雇用確保に向かわせ、結果として労働組合の抵抗を弱めることが考えられる。こうした組合の戦略は、公営企業の民営化や労働柔軟化法案の成立を許すことにつながり、最終的に雇用関係の不安定化を促してしまったのではないだろうか。

メネム・ペロン党政権は諸改革を実行するに際して緊急経済法を成立させ、議会の承認を経ず大統領令により実行していった。こうした行政権が卓越した民主主義の形態をオドネルは、委任型民主主義と呼んでいる（O'Donnell [1997: 293-297]）。行政権の卓越したメネム・ペロン政権の性格は、上述したように労働組合の抵抗が弱体化したことに加えて、1980年代の経済危機が大衆の要求を抑制させた点（Alonso [2000: 199]）も重要であると考えられる。事実、メネム政権成立直後における国民の最大の政策要求は、1989年に5000%に達したインフレの抑制と経済の安定化であり、そのためには多少厳

しい政策でも他に代替案が見つからないという理由で受け入れる雰囲気が存在していたことは確かである。

第3にフェミニズム運動であるが、内外の男女平等を求めるフェミニズムの興隆が雇用に関係した男女平等を推進する法令の制定に寄与したと思われる。1999年にブエノスアイレス市女性局により編纂された資料 (Dirección General de la Mujer [1999]) によると、ブエノスアイレス市だけで女性にかんする活動をしているNGOは66団体、全国では223団体が確認されている。このほか女性企業家団体が全国で20団体、女性学などの研究機関が31機関 (大学付置機関を含む)、労働組合内の女性関係部局23がみられ、さらにペロン党や急進党などの政党内にも女性局が設置されている。これら多くの女性にかんする機関の運動が、女性の地位向上と男女平等の法整備に貢献したと考えられる。女性にかんする内外のフェミニズム運動は、雇用における男女の形式的平等を促したとみられる。

最後に、この時期ラテンアメリカにおいて導入されたネオ・リベラル改革の多くは、アメリカついでイギリスで考案されたものであり、そうした政策の先進国から開発途上国への拡散 (ミッジリィ [1999: 147]) という側面も考慮すべきであろう。労働・社会保障改革を推進した政治任用官僚のなかにはアメリカで学位をとった者もあり、彼らによりアメリカなどで考案された多くの手法が提案されていた。また、医療保険改革には世銀構造調整融資が適用され、やはりアメリカで考案されたモデルが融資とセットになっていた。そのアメリカ福祉国家モデルである自由主義モデルでは「女性は労働市場で相対的にフェアに扱われるが、無償労働の負担も重い」(宮本 [1997: 24]) とされている。輸入代替工業化期以来、アルゼンチンの労働・社会福祉モデルは明確な性別役割分担という構図をもっていたことはすでに述べた。しかし、女性の家事、とくに育児にかんする公的援助政策が得られない不安定な形態の女性の労働市場への参入拡大は、階層度の強い家族主義モデルの構造を残しつつも、女性労働にかんしてアメリカ型の自由主義モデルに近づいたことを意味している。

第3節 拡大する女性労働：柔軟化と不安定化

1. 女性の就業拡大と大量失業の常態化

この節では主として1990年代における新たな女性にかんする労働・社会保障政策のもとで、実際に女性労働の状況がどのようなものであったかについて考察する。1980年代から1990年代にかけてアルゼンチンの雇用状況は女性労働力化率・就労率の上昇、男性就労率の低下、そして1990年代になってからは男女併せた高失業率が常態化するという特色がみられた。1980年代末、より正確には1987年ころより女性の労働力化率と就労率は急速に上昇した。大ブエノスアイレス圏の定点家庭調査 (INDEC [1999]) によれば、1980年代前半の女性労働力化率はおおむね38%前後 (一般労働力化率は25%前後) であったものが、1980年代後半から上昇に転じ、1987年4月43.9%から2001年5月には53.6%に達している (一般労働力化率は28.4%と35.0%)²⁾。一方、男性の労働力化率は84%前後 (一般労働力化率は55%前後) でほとんど変化がない (以下の記述はINDEC統計各年号による)。

表4は大ブエノスアイレス圏における1980年から2001年までの女性労働力化率と就労率を示したものである。それによると、女性の年代別労働力化率は、15歳から19歳の若年層で31.3% (1980年4月) から18.0% (2001年5月) へと低下がみられたが、その他の年齢層では1980年代後半からすべての年代層にわたって増加している。とくに35歳から49歳と、40歳から64歳までの中高年層の労働力化率の上昇は著しく、2001年5月時点でみると20歳から34歳までの再生産年齢のそれが62.2%であるのたいして、35歳から49歳までの出産をほぼ終えた年齢層のそれも62.9%とほとんど差がなくなっている。また、50歳から64歳までの比較的高年齢層の労働力化率も1980年4月には22.4%であったものが、2001年5月には48.2%にまで上昇している。すなわち1980年代後半からの女性労働力化率の上昇は既婚女性の労働市場への参入

表4 大ブエノスアイレス圏における女性労働力化率・就労率 (%)

	女性労働力化率					女性就労率				
	15～64歳	15～19歳	20～34歳	35～49歳	50～64歳	15～64歳	15～19歳	20～34歳	35～49歳	50～64歳
1980	37.8	31.3	50.5	38.4	22.4	36.6	27.9	49.2	37.6	23.0
1981	38.9	31.7	51.0	40.5	24.7	36.9	27.4	48.0	39.3	24.1
1982	38.3	30.8	50.7	40.8	23.4	35.8	24.1	47.1	39.5	22.8
1983	37.0	28.9	50.0	39.8	21.2	34.9	24.0	47.2	38.2	20.5
1984	38.5	26.8	52.7	41.4	21.9	36.6	23.7	49.4	40.8	21.0
1985	39.6	29.5	52.0	42.4	24.9	37.3	23.8	49.1	40.8	24.1
1987	43.9	25.9	56.5	49.5	29.7	40.9	18.6	52.3	47.9	28.7
1988	43.3	27.7	55.7	48.8	27.8	39.9	20.0	51.0	46.5	27.1
1989	46.8	29.7	56.2	53.3	33.9	42.8	22.4	51.0	50.7	32.1
1990	44.9	27.6	54.8	50.7	29.7	41.2	20.9	49.5	48.1	28.9
1991	44.5	24.0	54.6	52.2	31.2	41.5	19.1	50.0	50.6	29.7
1992	45.9	29.3	55.8	52.7	32.3	42.3	22.9	50.7	49.7	31.6
1993	50.7	28.5	60.7	58.9	38.3	44.1	19.1	52.4	54.3	32.8
1994	48.7	29.2	57.7	57.8	35.2	42.1	19.3	50.5	51.7	31.1
1995	54.2	33.8	66.7	60.0	40.7	40.7	13.9	49.9	48.6	33.6
1996	49.7	24.0	59.9	57.8	38.9	39.6	13.7	47.1	48.1	32.4
1997	53.2	28.2	61.8	62.0	41.7	41.8	15.2	47.7	51.1	35.1
1998	53.3	24.0	61.3	62.5	45.6	45.0	14.8	51.1	55.2	39.4
1999	54.9	23.2	64.9	63.0	48.6	45.6	12.2	52.9	54.9	42.7
2000	53.6	21.5	64.1	60.5	46.4	44.0	10.9	52.1	51.4	40.8
2001	53.6	18.0	62.2	62.9	48.2	44.1	10.4	50.1	52.8	42.5

(注) 1980～84年，1987年は4月，1985年，1988～2001年は5月のデータ。1986年はデータなし。

(出所) INDEC [2001: 8-10]

に負うところが大きい。ここに女子労働市場の構成が未婚女性中心から，既婚女性を含めた全年齢層へ拡大したことが確認された。

他方，女性の就労率⁽³⁾も労働力化率とほぼ同様の傾向がみられるが，再生産年齢期で違いがみられる。1980年4月における女性就労率は36.6%であったが，経済危機下の1980年代前半には34%から35%台にまで低下した。しかしその後1980年代後半からは反転し2001年5月には44.1%まで上昇する。これと対照的に男性の就労率は1980年4月の83.1%から2001年5月には69.5%

にまで低下してしまう。年齢別女性就労率では15歳から19歳までの若年層が1980年4月の27.9%から2001年5月には10.4%へと著しく低下したが、これは男女若年層の高学歴化の影響による労働力化率・就労率低下と思われる。次に20歳から34歳までの再生産年齢では1980年4月の49.2%から2001年5月の50.1%と若干の増加にとどまった。これに反して、35歳から49歳までの出産後の中年層は同期間37.6%から52.8%へ、50歳から64歳の比較的高齢層も同期間23.0%から42.5%へと急激に上昇している。他方、女性雇用率⁽⁴⁾も20歳から34歳の層で97.6%（1980年4月）から81.5%（2001年5月）と大きく低下しているのに対して、35歳から49歳の層では同期間99.0%から86.7%へと落ち込み方が少なくなっている。

このように、女性の就労率も労働力化率とほぼ類似した傾向を示すが、唯一の相違点は、20歳から34歳までの再生産年齢女性、すなわち出産と育児にもっとも手のかかる時期の女性の労働力化率がこの間10%以上上昇しているのに対して、就労率はほぼ横ばい状態にあることである。これは、再生産年齢にある女性の労働市場への参入意欲は上昇したが、実際にはさまざまな理由、その最大のものは公的育児制度の不備により就労できないであることをこの調査は示している。

最後に失業率であるが、失われた10年と呼ばれた経済危機の1980年代でさえおおむね5%台前後で推移していたものが、1980年代末から上昇に転じ1995年5月には20.2%とピークに達した。失業率は、その後低下したものの2001年5月においても17.2%と高水準を維持しており、1990年代以降大量失業が常態化したとみてよいであろう。男女別・年齢別にみると、ほとんどの年齢層において女性失業率は男性失業率を上回り、失業率が最悪であった1995年5月では男性失業率が17.4%であるのに対して、女性失業率が24.5%とひときわ高水準となっている。こうした大量失業の常態化の一因は、女性が大量に労働市場に参入したことにありとされている。そこで次に1990年代になってからの女性の労働市場への大量参入の要因と、労働・社会保障政策との関係について述べたい。

2. 女性労働力化率上昇要因と不安定労働

女性の労働力化率上昇には、まず、1980年代以降の経済状況悪化による実質賃金の低下、男性戸主の失業の増大という経済的要因がある。他方、第2節で述べたように労働法の改正により雇用関係の柔軟化が進み、それが多様な雇用形態を可能にして女性の労働市場進出を促進したとみることができる (Barbeito [1995: 244])。1990年代になり失業率が上昇したのは前述したとおりである。実質賃金は1990年代になってから経済危機の1980年代よりも低水準で推移している。1985年を100とした給与所得の購買力指数は、1992年に76.2また1993年には75.6となっている (FIEL [1994: 17])。また、1994年から1999年にかけて賃労働者の主要職種の平均賃金は637.2ペソから616.9ペソへと3.2%低下しているとの統計もある (Lopez y Romero [2000: 8])。こうした家計経済状況の悪化が1990年代以降に女性の労働市場参入を促した要因となっていることは間違いない。事実、1993年の調査によると、女性の求職理由の第1位は家計補助であり59.7%を占めている。続いて主たる家計収入の獲得が21.6%となっている (Casanovas et al. [1994: 6])。

そこで問題となるのが、こうした女性労働者がどのような雇用形態にあるのかということである。表5は男女就労者を職能別に示したものであるが、女性就労者の40.4%が非熟練労働部門に従事している。また、セルーチは女

表5 就労者の職能別比率 (1997年)
(全国主要都市合計) (%)

	男性	女性	女性の比率
専門職	9.4	9.5	38.4
技術者	15.8	22.1	46.1
工員	54.3	27.9	23.9
非熟練	20.6	40.4	54.5
合計	100.0	100.0	100.0

(出所) INDEC [2000: 119]

性就労の特徴のひとつに、短期間で職を変える点を指摘している。彼女は大ブエノスアイレス圏において1991年から1994年までの女性労働にかんする調査を行い、18カ月間うちに2回以上職を変えた女性就労者は全女性労働者の23.9%に達しているとしている。他方、同期間常に労働力であった女性は全女性労働者の45.1%で、残りが労働市場に新規参入した女性か労働市場から退出した女性である。そして、表6に示してあるように頻繁に職を変える女性就労者の労働・社会保障受給率は24.4%と、安定的雇用関係にある女性のそれ(47.8%)と比べてきわめて低い数値となっている(Cerrutti [2000: 623-627])。すなわち、1990年代の女性労働の特徴は、非熟練が多く、頻繁に職が変わる不安定的で、したがって社会保障がないものが多いことである。

冒頭に紹介したフランシスコ・レオンの論文は、雇用関係の柔軟化が女性に有利に作用していると主張する数少ない論文のひとつである。しかし、彼もパートタイム労働は男性より女性の方がはるかに多く、男女賃金格差が存在していることを認め、女性の雇用条件が男性と比べて不安定なものであること自体を否定している論者は見当たらない。そのうえで彼は、安定的雇用への要求は基本的に女性も男性と同じであるとして、再生産・育児にかかるコストを女性のみが負担するシステムの修正を提案している(León [2000])。

このように女性労働力化率が高まり、そのなかで不安定雇用が拡大していると述べた。他方、セルーチの調査によると、安定的雇用条件にある女性就労者でも約半数(47.8%)しか労働・社会保障の恩恵を享受していないこと

表6 女性就労者の労働条件(1991~94年)
(大ブエノスアイレス圏) (%)

	安定的雇用	不安定雇用
労働・社会保障つき	47.8	24.4
労働・社会保障がない	11.6	14.3
非賃金労働者(主に自営)	22.0	39.0
家内サービス	18.6	22.2

(出所) Cerrutti [2000: 628]

が明らかになっている。また、年金についてみると労働・社会保障付きの正規雇用といっても、実質労働時間の短いパートタイム契約は、8時間労働に比べて年金積み立て額は低く、パートタイム契約の多い女性労働者は実質的に不利な条件にたたさされている。こうしたことから、先にも述べたように期限つき労働契約は雇用の安定性に問題があるという観点からそれを不安定雇用と捉える論者もあり、それと関連して女性労働のフォーマルセクター内のインフォーマル化とみる論者もいる（CEPAL [2000: 24]）。

もちろん輸入代替工業化期にも、こうした労働・社会保障の恩恵を受けていた女性労働者は存在していた。しかし、1990年代以降女性就労者が増大し、しかも就労年齢が全生産年齢層に拡大していることを考慮すると、女性労働者のなかで、労働・社会保障の恩恵を受ける層と受けない層の格差の存在がより鮮明になり、しかも複雑化しているといえるのではないか。また女性の社会保障の状況は、配偶者の職業的地位にも影響される。女性の労働力化率が低く、しかも女性労働力の中心が未婚女性であった輸入代替工業化期における女性の社会保障は、主として配偶者の職業的地位によって決定されていた。ところが、女性の労働力化率が急上昇した1990年代以降は、社会保障に女性自身の職業的地位も関係してくることになる。そこでは、一方の極において、本人とその配偶者がフォーマルセクターで就労し労働法・社会保険の恩恵を享受している女性労働者が存在する。他方の極では、本人もその配偶者もインフォーマルセクターで就労し、労働法・社会保険制度にカバーされていない女性労働者が存在する。そしてこの中間に、さまざまな組み合わせを考えることができる。

ここで考慮しなければならないことは、1997年において全女性就労者の19.4%を占める家内サービス業従事者の存在である（INDEC [2000a: 119]）。ほとんどの家内サービス業が労働法・社会保険制度ではカバーされていないことはすでに確認した。彼女らの提供する家事サービスは、中・上流家庭での再生産活動の一部であり、中流層女性の労働力化の拡大は、こうした低所得層の提供する家内サービスの存在によって支えられたものであった

(Cortés [2000: 103])。そこではいわば、社会保障の私的社会化により中流層以上の女性の労働市場参加が促されたといえるであろう。このほか、公的育児援助の不足を補完する手段として、自分の母親に代表される家族の援助が存在するが、これは低所得層から中・上流層にまでみられる現象である。

しかも、中・上流層は一般に教育程度も高く、したがって労働法・社会保障制度にカバーされたフォーマルセクターに就労する可能性が高い。妊娠・育児などにかんする女性保護の労働法制モデルは、実質的に中流の女性労働者を対象としたものであるとみなすことができる (Cortés [2000: 103]) との批判はこうした文脈のなかでなされたものである。1990年代に実行された雇用関係の柔軟化は、さまざまな形態の雇用関係を可能とし、それが女性の労働市場進出を促した側面は否定しがたい。しかし、そうして創出された柔軟な労働もあくまでも正式な雇用契約を結んだフォーマルな労働であり、そこでは一定の労働・社会保障の権利が付随している。他方、そうした正式な雇用契約を結ばないかたちのインフォーマルな雇用も低所得層を中心に拡大していった。

こうして拡大した女性労働は、部分的には保育所や妊娠・育児休暇制度などの公的な保障制度により保護され、それでも賄えない部分については、家族というインフォーマルな手段により、あるいは社会保障を家内サービスという私的社会化により代替することによってなされたとみるべきであろう。以上みてきたように、1990年代における女性労働・社会保障政策にかんして、階層度の強い家族主義は一部緩和されたが、女性に家庭責任を負わせたままでの労働・社会保障制度は残存し、そのもとで労働市場の柔軟化およびインフォーマル化が進み、女性の労働市場への参加が拡大したといえる。そこには女性労働をめぐる労働・社会保障政策が「女性は労働市場で相対的にフェアに扱われるが、無償労働の負担も重い」(宮本 [1997: 24]) というアメリカ的自由主義モデルに近づいている兆候をみることができる。

3. 労働省の団体交渉における女性代表枠30%確保法案

こうした雇用関係の柔軟化・不安定化が進行するなかで、女性の労働力化率が上昇しているが、その際いかに女性労働の権利を保護すべきかという問題が浮上している。1990年代になり、先にも触れたように1994年憲法のなかに女性差別廃止条約が取り込まれた。これより先の1991年に、国会における当選可能な順位に女性候補を最低30%含まなければならないという女性議員割り当て法案が下院では賛成143、反対7、棄権3という圧倒的多数をもって可決され成立した（今井 [2000: 53-54]）。そして、この動きは州議会レベルへも広まっているという。

このように女性の政治的参加は法律的に保護され、またあらゆる男女差別も憲法レベルで禁止されることとなった。しかし、職場における労働者の労働条件は、労使交渉、アルゼンチンの場合は正式な労働協約には労働省の認証を必要とするので政・労・使交渉にゆだねられることが多い。たとえば、1999年に公務員労働者が締結した労働協約には、産休・育児休暇の100日への延長や男性労働者もそれを30日間とることが可能となったことに加えて、性差別禁止と両性の平等な処遇計画が取り込まれている（Abramo [2000: 65]）。そこで問題となるのが女性労働者の労働条件をいかに確保するかということである。従来女性の社会的権利拡大運動の中核としてはフェミニズム運動が想定されてきた。フェミニズム運動は女性一般を代表し、労働組合との関係は弱く、また労働組合は当然のこととしてメンバーシップを職域に限定しており、フェミニズム運動の浸透には限界があったことなどが指摘されている（Sladogna [1996: 215-216]）。ILOが行った1992年のアンケート調査においても、「女性の組合とその意思決定過程への参加は遅れており、女性労働者の労働組合内部部門での組織化も不完全である」（Feres and Enríques [1995: 11]）と述べられている。

そこで2000年11月に前デ・ラ・ルーア・アリアンサ（連合）政権により、

男女の雇用面における平等促進を目的として、政・労・使代表による「労働における男女の機会・待遇の平等に関する三者合同委員会」が設置された。デ・ラ・ルーア政権は伝統的に中産階級が主要支持母体とされる急進党と革新系諸派が結集したFREPASOという政党の連合が与党となっている。しかし、アルゼンチンの労働組合の主流はペロン党を支持しており、ペロン党政権と比べて労働組合の後ろ盾のない政権であった。1999年大統領選挙時には当時与党メネム・ペロン党政権の進めるネオ・リベラル政策のもとで拡大した失業などの社会問題の解決を唱えており、政権内にはヨーロッパ社会民主主義的傾向をもつ議員を多く抱えていた。1999年大統領選挙におけるアリアンサ（連合）の公約のなかには、女性が法律のみでは解決されない不平等な状況にあるのを認めて、両性の完全な平等化への努力を掲げている（Alianza [1999: 31-32]）。

こうした合同委員会が設置された利点として、ジェンダーと雇用というテーマ一般を広く認識させ、同テーマにかんする議論の場を提供し、労働組合内に女性専門の部局設置を促し、同問題についての労働省の取り組みをも強化させているという点が指摘されている（Abramo [2000: 66-68]）。さらにデ・ラ・ルーア政府は、労働組合内部で女性の発言権を確保すべく、労働組合における女性割り当て法案（法律23551改正案）を議会に提案した。そこでは、組合法人格をもつ労働組合の上位、中位、下位組織内役員選挙において、当選可能な範囲に最低30%の女性候補を立候補させることを義務づけている。

この法案が成立すれば、労働組合における女性の発言が増し、女性がより働きやすい環境を創出する仕組みのひとつが形成されることになると考えられる。これは母性保護や保育所の充実のほかに、女性にのみ育児負担を負わせるような現在の社会保障制度を変更させる可能性をも秘めたものであるといえる。もっとも、労働組合における女性割り当て法が成立しても、それにより保護が進むのはフォーマルセクターの女性労働者であり、インフォーマルセクターの女性労働者の労働・社会保障制度上の格差はこれによりさらに拡大することは可能性として存在している。

おわりに

第二次世界大戦後のアルゼンチンでは労働組合を主要支持基盤とするペロン政権期に労働者を保護する労働法制が整備され、また社会保障制度が整備された。この時期は、輸入代替工業化が経済発展の基軸であり、フォーマルセクターの雇用労働者は、経済発展モデル、すなわち輸入代替工業化やその過程で肥大化した公的部門によりその雇用と賃金が保護され、さらに労働・社会保障制度により二重に保護されてきたといえる。他方、インフォーマルセクターの労働者にはこうした保護は不在で、彼らにたいする社会扶助も残余的なものであった。

そうしたアルゼンチンにおける福祉国家のなかにあって、女性労働は以下のような位置づけにあった。この時期、女性の労働力化率は25%前後で推移し、しかもその中心は20歳代前半の未婚女性であった。女性にたいしては男女同等の社会権を形式的に保障しつつも、家庭責任も同時に果たせるといふ二重基準が存在していた。女性は、エバ・ペロンの政治思想のなかでも、また成文化された労働・社会保障法のなかでも、家庭における再生産の担い手として中心的役割を果たすことが期待されていた。既婚女性にたいする社会保障は、配偶者の職業的地位と関連し、フォーマルセクターの配偶者を得た女性には手厚く、しかも家庭責任を全うできるような家族主義的性格をもっていた。他方、インフォーマルセクターの配偶者を得た女性には社会保険に付随した家族主義的給付がなく、一般的社会扶助の給付のみという格差が存在していた。

こうした、労働・社会保障モデルは、経済のグローバル化のなか1980年代の経済危機を経て、1990年代のネオ・リベラル経済改革とともに変容することとなった。国内産業保護は撤廃され、介入主義的国家も民営化や規制緩和により縮小し、それまでのフォーマルセクター労働者が経済システムとして享受してきた雇用と賃金の安定は大きく揺らいだ。また、労働法制は柔軟化

され、年金や社会医療保険改革も実施された。この間失業率は大幅に上昇し1990年代には常に15%以上という大量失業が常態化していった。こうした経済・社会状況の変容と並行して、労働組合の弱体化現象がみられた。

他方、大量失業の常態化、雇用関係の柔軟化、社会保障制度の変容は、女性の労働市場参加を促し、女性の労働力化率は向上した。女性の労働力化率は全年齢にわたって上昇したが、就労率は20歳から34歳の再生産年齢では伸びず、依然として育児が女性の就労の障害となっていることが確認される。また女性労働者の雇用の質は、フォーマル部門のなかでもパートタイムや期限つき雇用、また正式な雇用契約を結ばないインフォーマルな雇用が多いとされている。とはいえ、女性就労者の絶対数は拡大しており、そのなかで社会保障はフォーマルな労働・社会保障付きの雇用契約とインフォーマルな雇用契約との間の格差、フォーマル部門内でも無期限・終日雇用契約と柔軟な雇用契約との間の格差が顕在化している。しかし女性の場合、配偶者の職業上の地位もその社会保障に関係しており、女性の社会保障をめぐる状況はより複雑化しているといえる。

そのようななかで労働・社会保障制度は、事実上中流層以上の女性労働者を主として保護しているとの批判 (Cortés [2000: 103]) にさらされている。しかも、中流層以上の女性労働力化率の上昇は、公的社会保障のみに依存しているのではなく、家事使用人の雇用という社会保障制度の不備を私的に代替する手段によっても達成されている。そこには、相変わらず女性のみが再生産の負担の多くを背負わされているという状況と、その負担の一部を市場により低所得層の女性に代替させているという姿を見ることができる。すなわち1990年代以降の市場機能を重視した経済発展モデルのもとでは、女性にたいする労働・社会保障政策は、階層度の強い家族主義モデルの遺構を残しつつも、アメリカ型の自由主義モデルにより近づいたといえるのではないだろうか。

〔注〕

- (1) トラドの労働力化率の定義は、経済活動人口の14歳以上人口にたいする比率である。
- (2) アルゼンチン統計院（INDEC）の定点家庭調査における労働力化率は、全人口にたいする経済活動人口の比率と、15歳から64歳までの生産年齢人口にたいするその比率という2種類がある。前者を一般労働力化率、後者を単に労働力化率と呼んでいる。
- (3) アルゼンチン統計院（INDEC）の定点家庭調査における就労率は、全人口にたいする就労者人口の比率と、生産年齢人口にたいするその比率という2種類がある。前者を一般就労率、後者を単に就労率と呼んでいる。
- (4) アルゼンチン統計院（INDEC）の定点家庭調査における雇用率は、経済活動人口にたいする就労者の比率である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 上野千鶴子 [1990] 『家父長制と資本制』岩波書店。
- 宇佐見耕一 [1993] 「アルゼンチン：4年目のメネム政権と憲法改正案」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.10, No.4)
- [1995] 「アルゼンチンにおける経済自由化政策と雇用問題」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.12, No.2)
- [2001a] 「アルゼンチンにおける福祉国家の形成：ペロン政権の社会保障政策」(『アジア経済』第42巻第3号・3月)
- 編 [2001b] 『ラテンアメリカ福祉国家論序説』アジア経済研究所
- エスピノ・アンデルセン, イエスタ(岡沢憲芙・宮本太郎監訳)[2001] 『福祉資本主義三つの世界』ミネルヴァ書房。
- 瀬地山角 [1996] 『東アジアの家父長制』勁草書房。
- 松下洋 [1987] 『ペロニズム・権威主と従属』有信堂。
- ミッジリ, ジェームス(京極高宣・萩原康生監訳)[1999] 『国際社会福祉論』中央法規。
- 宮本太郎 [1997] 「比較福祉国家の理論と現実」(岡沢憲芙・宮本太郎編『比較福祉国家論：揺らぎとオルタナティブ』法律文化社)。

<外国語文献>

- ALIANZA [1999] *El Gran Cambio; Síntesis de la plataforma política*, Buenos Aires.
- Abramo, Lais, María Elena Valenzuela y Molly Pollack [2000] *Equidad del género en*

- el mundo del trabajo en América Latina*, Lima: ILO.
- Alonso, Guillermo V. [2000] *Política y seguridad social en la Argentina de los 90*, Buenos Aires: Niño y Dávila editores.
- Barbeito, Alberto [1995] “Baja inflación, reactivización y mayor desempleo,” en Pabulo Busto ed., *Más allá de la estabilidad, Argentina en la época de la globalización y la regionalización*, Buenos Aires: Fundación Friedrich Ebert.
- Casanova, Lilitana, Emilia E.Roca y María Ester Rosas [1994] “Un análisis comparativo de los Mercado de trabajo del Gran Buenos Aires, Rosario y Santa Fe entre mayo de 1992 y mayo de 1993,” Buenos Aires: Congreso Nacional de estudio de trabajo.
- Cerrutti, Marcela [2000] “Determinantes de la participación intermitente de las mujeres en el Mercado de trabajo del área metropolitana de Buenos Aires,” *Desarrollo Económico*, vol.39 no.156.
- CEPAL [2000] *El desafío de la equidad de género y de los derechos humanos en los albores del siglo X?*, Santiago de Chile: CEPAL.
- Consejo del Partido Justicialista de Morón [1997] *Perón en doctrina*, Buenos Aires: IDEAS y COLOR.
- Consejo Nacional de la Mujer, *La legislación argentina y la convención sobre la eliminación de todas las formas de discriminación contra la mujer*, Buenos Aires, Presidencia de la Nación.
- Cortés, Rosalía [2000] “Arreglos institucionales y trabajo femenino,” Haydée Birgin ed., *Ley, Mercado y discriminación El género del trabajo*, Buenos Aires: Editorial Biblos.
- Chama, Mónica [2001] *Las mujeres y el poder*, Ciudad argentina. *Diario de sesiones de cámara de diputados Tomo III*, 1952.
- Dirección General de la Mujer [1999] *Directorio*, Buenos Aires: Gobierno de la Ciudad de Buenos Aires.
- Dirección Nacional de Estadística y Censos [1960] *Censo Nacional de Población 1960*, Buenos Aires: Secretaría de Estado de Hacienda.
- Duarte de Perón, María Eva [1996, original 1951] *La razón de mi vida*, Buenos Aires: Planeta (original Ediciones Peuser).
- Federico, Andrea [1998] “Trabajo femenino y familia,” papel presentado para el cuarto congreso nacional de estudios de trabajo, Buenos Aires.
- Feres, María Ester and Helia Henríquez [1995] *Sindicalismo latinoamericano y la acción por la igualdad de oportunidades para las mujeres*, Santiago de Chile; ILO.
- Ferraru, Alejandro y Néstor López [1993] “Contratos de trabajo y precaridad labo-

- ral," *Estudios del Trabajo*, no.6.
- FIEL [1994] *Indicadores de Coyunturas*, no.336.
- Golbert, Laura [2000] "¿Ser madre o trabajar?: la situación de las mujeres en el Mercado laboral," en Haydée Birgin ed., *Ley, Mercado y discriminación El género del trabajo*, Buenos Aires: Editorial Biblos.
- INDEC [1999] *Encuesta Permanente de Hogares, Gran Buenos Aires: mayo de 1999*, Buenos Aires: INDEC.
- [2000] *Situación de las mujeres en la Argentina*, Buenos Aires: INDEC.
- [2001] *Encuesta Permanente de Hogares, Gran Buenos Aires: mayo de 2001*, Buenos Aires: INDEC.
- Isuani, Ernesto Aldo y Jorge Antonio San Martino [1995] "El Nuevo sistema provisional argentino. ¿Punto final a una larga crisis? (Segunda parte), *Boletín informativo Techint*, no.282.
- León Francisco [2000] *Mujeres y trabajo en las reformas estructurales latinoamericanas durante las décadas de 1980 y 1990*, Santiago de Chile: CEPAL.
- Lobato, Mirta Zaida [1995] "La mujer trabajadora en el siglo XX: un estudio de las industrias de carne y textil en Buenos Aires," en Marcia Rivera ed., *Mujer, trabajo y ciudadanía*, Buenos Aires: CLACSO.
- Lopez, Artemio y Martin Romero [2000] "Caída salarial e informalidad laboral en Argentina," Buenos Aires: EQUIS.
- Matsushita Hiroshi [1983] *Movimiento Obrero Argentino 1930-1945*, Buenos Aires: Siglo Veinte.
- Murillo, M.Victoria [2000] "Del populismo al neoliberalismo: Sindicatos y reformas del mercad en América Latina," *Desarrollo Económico*, vol.40, no.158.
- Murmis, Miguel y Juan Carlos Portantiero [1971] *Estudios sobre orígenes del peronismo I*, Buenos Aires: Siglo XXI.
- Nari, Marcela María Alejandra [1996] "Mujeres, trabajos y representaciones en la Argentina del sigloX?," *Revista de trabajo y de la seguridad social*, junio.
- O'Donnell, Guillermo [1997] *Contrapuntos*, Buenos Aires: Paidós.
- Pautassi, Laura C. [2000] *El impacto de las reformas estructurales y la nueva legislación laboral sobre la mujer en la Argentina*, Buenos Aires: CIEPP.
- Perón, Juan Domingo [1947] *Declaración de los derechos del trabajador*, Buenos Aires: Secretaría de Trabajo y Previsión.
- Perón, Juan Domingo [1973] *Habla Perón vol.I ano 1943 al 1948*, Buenos Aires: Ediciones de la Liberación.
- Rotondaro, Rubén [1971] *Realidad y Cambio enel Sindicalism o*, Buenos Aires: Editorial Pleamar.

- Santos Martinez, Pedro [1988] *La nueva Argentina*, Buenos Aires: Ediciones La Bastilla.
- Sladogna, Mónica [1996] “Lo institucional y el femenisimo: la ausencia de lo sindical,” en ADEUEM, *Relaciones de género y exclusión en la Argentina de los 90*, Buenos Aires: Espacio.
- Torrado, Susana [1992] *Estructura social de la Argentina 1945-1983*, Buenos Aires: Ediciones de la Flor.
- Torres, Alejandora y Pablo Mazzino [1996] “Mujeres trabajadoras en la Argentina: Brechas en participación, remuneración y política pública,” *Revista de Trabajo y de la Seguridad Social*, junio.
- Wassner, Roberto A. [1994] *La reforma del sistema previsional*, Buenos Aires: Abeledo-Perrot.

〔追記〕 デ・ラ・ルーア・アリアンサ（連合）政権は、対外累積債務問題に端を發した金融危機のなか、2001年12月20日崩壊した。その後、ロドリゲス・サー暫定政権を経て、2002年1月1日に上下院合同総会でエドゥアルド・ドゥアルデ・ペロン党上院議員が大統領に選出された。同政権は、財政赤字削減のための緊縮財政政策を採用する一方、拡大する社会問題に対処せねばならず、現時点で今後の見通しを立てることは困難であるといわざるをえない。（2002年3月20日記）